

第8章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

史跡指定地の「整備」については、2つの方向性がある。ひとつは「保存」のための整備であり、もうひとつが、「活用」のための整備である。

「保存」のための整備については、船来山古墳群の本質的価値を損なわないよう、史跡の管理団体である本巢市が文化財保護法に基づき、古墳の保存上必要な復旧及び修理のための整備を行うもので、日常かつ継続的に必要となるものである。

「活用」のための整備については、船来山古墳群の本質的価値を伝え、継承していくため、活用、公開に必要かつ効果的な範囲を多面的に検討、計画したうえで、整備を行うものである。

(1) 「保存」のための整備の方向性

【方向性】

- ・ 古墳や植生の状態を把握したうえで、保存のための適切な整備方法を検討する。
- ・ 周辺地域の安全確保を踏まえた古墳への土砂災害等の対策を検討する。

<古墳の保存のために必要な整備（復旧及び修理）の考え方>

古墳の状況を把握し、適切な保存を目指した管理を行うため、「石室カルテ」をもとに、復旧及び修理の優先度を見極めながら、適切な整備（復旧及び修理）を行う。

また、古墳を保存するために古墳そのものを復旧及び修理するだけでなく、史跡としての保存を継続的かつ確実にするために、史跡指定地の場所と範囲を示す標識や境界標、船来山古墳群の本質的価値を周知する標柱や説明板等を現地において明示する整備を行う。

<災害の予防措置の考え方>

船来山古墳群の保存と周辺地域の安全確保のため、山麓部で想定される土砂災害等に対する災害予防措置とともに利用者の安全対策の検討を行う。

(2) 「活用」のための整備の方向性

【方向性】

- ・ 活用方法に応じた施設等の整備のあり方を検討する。

船来山古墳群の本質的価値を伝え、継承していくために、第7章で整理した活用の方向性・方法について、その効果を最大限に発揮できるような活動内容や機能を検討し、必要な施設等のあり方を検討する。

さらに、史跡指定地だけでなく、史跡指定地外の周辺地域も含めた広がりのある活用方法を想定しつつ、船来山古墳群の活用に必要となる施設等を検討する。

<文化財として活用するための整備の考え方>

「文化財」としての船来山古墳群の本質的価値を正しく理解するため、「東海地方最大級の古墳群」であることや「いくつかの集団の共同墓域である」ことを体感できるような整備を行う。船来山古墳群の本質的価値を体感できるエリアを、古墳の保存状況や立地、古墳群の眺望等を考慮して活用を中心に設定する。

さらに、見学可能な古墳をつなぐ見学ルート確保や古墳見学のための環境整備を検討する。

<学習教材として活用するための整備の考え方>

「学校教育を中心とした活用」として船来山古墳群を活用するため、利用者が安全かつ適切に学習できるように、見学可能な古墳の説明板等の設置や、園路、案内施設、駐車場、トイレ等の整備を図る。

また、学校等団体利用者の来訪を考慮した施設等の整備を図る。

<観光資源として活用するための整備の考え方>

「観光資源」として船来山古墳群を活用するため、古墳群の魅力を多くの人々に知ってもらい、未来へと継承していくことができるような整備を検討する。

さらに、船来山古墳群や周辺地域の歴史資源などを紹介するボランティアの養成など、市民参画を推進した活動を図ることができる拠点として「古墳と柿の館」の整備・充実を図る。また、周辺の地域資源との組み合わせによる新たな魅力の発信に必要な環境の整備に留意する。そのために、史跡指定地周辺のアクセスや案内、休憩、場所やトイレ、駐車場等の便益施設の整備が必要である。

第2節 保存のための整備

古墳の保存のための整備（復旧・修理）や災害の予防措置にあたっては、史跡の管理団体である本巢市が、土地所有者、国及び岐阜県と調整し、保存のための整備計画等を検討・策定した上で実施するものとする。

（1）古墳の保存のための整備（復旧・修理）方法

「石室カルテ」をもとに古墳の保存状況等を定期的に観察し、優先的に対処すべき古墳の検討を行い、応急措置も含めた保存のための整備（復旧・修理）を行う。また、石室や墳丘上の樹木については、古墳の保存に影響をおよぼす恐れがあるため、定期的な観察を行い、除伐していく。

船来山古墳群の本質的価値の構成要素である「石室」と「墳丘」、さらに古墳が群集する古墳群の景観の保存のために必要な整備（復旧・修理）の方法と、「史跡を保存するために必要な整備」について、以下に示す。

<石室の整備（復旧・修理）>

①定期的な観察

石室の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認する。また、石室石材の動きに留意し、石材の定期

的観測等を行う。

[石室の保存状況の確認項目]

- ・ 石室の遺存及び損傷状況
- ・ 石室石材の石組みの状態や劣化度等の状況

②石室の遺存状況の把握

有害の劣化原因等は、古墳の立地環境や石室の状況など複合的な要因が考えられる。そのため石室の復旧・修理に向けて十分な検討を行った上で、石室の現況の環境調査や実測調査（未調査の古墳については発掘調査）等を含めた遺存状況を把握するための調査の実施を検討する。

③復旧・修理方針の決定

石室の保存を基本として、調査成果に基づき、解体修理等を含めた復旧・修理方法を検討した上で実施する。

<墳丘の整備（復旧・修理）>

①定期的な観察

墳丘の保存状況及び樹木等の影響を定期的に確認するとともに、古墳群の景観等の定点観察も行う。観察結果は「石室カルテ」に記録する。

[墳丘の保存状況の確認項目]

- ・ 墳丘構成土(盛土)の状況
- ・ 樹木、地被類の植生状況
- ・ 工作物等の有無

②墳丘の遺存状況の把握

保存状況の確認の結果、墳丘の復旧・修理の対策の必要な古墳については、現況調査（未調査の古墳については発掘調査）の実施を検討する。

調査にあたっては、古墳に関する遺構の状況を確認するとともに、墳丘の詳細な現況図及び復元図を作成する。

③復旧・修理方針の決定

墳丘の保存を基本として、発掘調査等の成果に基づいて、復元盛土等による墳丘の保護対策を検討し、復旧・修理の方針を定めたいうで実施する。

<史跡を保存するために必要な整備>

①史跡の位置や範囲、境界等の明示

土地所有者と調整し、史跡の名称を示す標識及び史跡の位置や範囲を示す境界杭を設置する。（「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」による。）



図 67 史跡標識の例(物集女車塚古墳・向日市)



図 68 史跡境界杭の例(盛岡城跡ほか)

②船来山古墳群の本質的価値の周知

船来山古墳群の本質的価値を伝えるため、船来山古墳群を解説した説明板や、各古墳の名称を記した表示板等を設置する。

設置場所等は、説明板は支群ごとに、表示板はすべての古墳への設置を検討する。今後、古墳及び石室の公開等の活用の観点も含めて、土地所有者の理解のもと、設置する古墳の検討が必要となる。また、表示板の規格・デザイン等の統一、説明板の解説内容などを検討する。

(2) 災害の予防措置

船来山古墳群及び周辺地域で想定される「土砂災害」と「地震災害」の予防措置について検討する。

<土砂災害>

土砂災害による土砂や樹木等の流出の予防措置については、史跡指定地内には一部に砂防法に基づく「砂防指定地」、また土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている地区もあり、「崖崩れ」の危険が想定されている地区もある。県の砂防担当部局や市の防災・砂防担当部局と十分協議を行い、法令に定める事項を遵守し、近隣住民及び来訪者の安全を最優先とする対策の検討を進める。

<地震災害>

地震による直接的な古墳の被害として、墳丘や石室のズレや崩壊・陥没、二次的な災害として周辺の急傾斜地の斜面崩壊、倒木等による墳丘や石室の崩壊や埋積などを想定したが、これらの予防措置のため、墳丘及び石室の定期的な観察の中で、危険度の判定や地震の予防対策の検討を行う必要がある。

特に危険度の高い石室については立ち入り禁止等の看板や柵等の設置を進め、安全確保に努める。

<整備における安全対策の検討>

将来の整備において、古墳見学者等の円滑な避難が行われるよう日常的な安全パトロールや、土砂災害に関する情報や予報及び警報の伝達方法、避難路の確保等を含めた安全対策のマニュアルの作成、見

学ルートでの避難路への誘導等を踏まえた「誘導サイン」や「規制サイン」の設置も検討する。

第3節 活用のための整備

(1) 文化財として活用するための整備方法

<整備の基本的な考え方>

史跡指定地の土地利用等の状況、土地の公有地化や追加指定の進捗状況を踏まえて、古墳群としての姿や一体性が理解できるよう、一定の面積の範囲から段階的かつ継続的に整備を進め、公開・活用の範囲を広げる。

整備方法については、船来山古墳群の本質的価値を構成する石室・墳丘を保存しつつ、見学者の安全の確保を前提として、各古墳の保存状況や調査・研究の成果、加えて、普及啓発活動を通じた市民の反応等を踏まえて検討する。

また、史跡指定地外において、ガイダンス施設や便益施設等の設置も検討する必要がある。

<体感エリアの設定>

赤彩古墳出土地のO支群を第1期整備として、多様な様式の石室の存在がわかるように、古墳の密集する地形、墳丘の規模や形状、横穴式石室を体感できるような整備を検討する。

多彩な様式の石室の存在がわかるよう、代表的な石室については、石室内の見学ができる復元など見学スポットになる古墳や地点を抽出する。これら見学スポットの古墳を集約し、船来山古墳群を一体的に把握できる「体感エリア」として、説明板を活用した小さなガイダンス施設や四阿の設置など、まずはO支群を中心としたエリアの整備を検討する。四阿、ベンチ、遊歩道の設置を検討し、ガイダンス的な説明板を要所に設置することを検討していく。観月会を想定し、フットライトの検討も行う予定である。このエリアについては、革靴でも気軽に見学できるコースをイメージしてウッドチップの遊歩道や階段の手すりなどを設置し、訪れた人が何も準備することなく歩くことができる「革靴コース」の整備を検討する。

また、第2期の整備として「革靴コース」よりも健脚コースである主尾根上の前期の前方後円墳や前方後方墳、方墳などをめぐるコースを「ジョギングシューズコース」として整備を進めていく。急な上り坂などは、手すりの階段等を検討し、道中にはベンチ等の休憩施設を検討していく。ビュースポットには四阿の設置を検討していく。各前期古墳にはその価値がわかる説明板を設置する。第3期の整備として船来山を縦走する「トレッキングシューズコース」の整備を順次進めて行くこととする。

見学スポットの各古墳をつないだ各ルートについては、見学の所要時間や安全性等を考慮して設定する。

さらに船来山古墳群は、築造当時から濃尾平



図 69 19号墳からの眺望

野を見渡すことができた立地にあり、現在でも優れた眺望ポイントであることから、岐阜・西濃地域の歴史をはじめ郷土の歴史や地理の学習に活用でき、さらに地域資源としての集客効果も期待される場所にある。眺望ポイントを活用して、この地域の魅力を付加できるような整備も検討する。

<古墳の整備方法>

「体感エリア」の各古墳の保存状況を把握し、保存のために必要な整備（復旧・修理）方法も踏まえて安全対策等を検討した上で、見学スポットとして公開できる古墳を選択する。

これまでの発掘調査等の成果を踏まえ、また未調査の古墳については発掘調査の必要性も含めて検討し、個々の古墳についての整備の考え方を下記のとおり分類する。

1. 墳丘や石室を復元し展示する。
2. 石室の石材を保存処置のうえ現状を公開展示する。
3. 公開展示に耐えられないと判断される遺構については、埋め戻して保存する。

それぞれの古墳について現状と立地環境を十分調査し、上記のどれに該当するか検討のうえ整備を進める。



図 70 墳丘を復元した例(宮が尾古墳・善通寺市)



図 71 天井石の無い石室の展示例(隼人ヶ上3号墳・宇治市)



図 72 写真陶板で主体部を表示した展示例(茶すり山古墳・朝来市)



図 73 主体部の位置だけを表示した展示例(雨の宮古墳・羽咋市)

墳丘や石室の具体的な整備方法にあたっては、一須賀古墳群(大阪府南河内郡河南町)や新沢千塚古墳群(奈良県橿原市)、岩橋千塚古墳群(和歌山県和歌山市)、大室古墳群(長野県長野市)、志段味古墳群(愛知県名古屋市)など、他地域の古墳群における史跡整備の先進事例を参考にし、整備方法の具体案を検討する。

<その他活用に必要な施設の整備>

船来山古墳群の本質的価値を伝える情報提供のため公開する古墳の表示板や説明板、各古墳相互の見学ルートの整備と誘導サインや安全管理設備の設置、さらに公開古墳の維持管理用道路の確保等を検討する。

(2) 学習教材として活用するための整備方法

学習教材として、学校教育において現地で効果的に船来山古墳群を学ぶことができるよう公開する古墳の説明板の内容や見学ルートの検討、さらに船来山古墳群の価値や重要性を学習できるガイダンス機能を有した施設の整備が必要となる。

あわせて、学校教育等の団体利用ができるような広場や駐車場の確保が必要である。また、見学者を受け入れる環境として必要になる便益施設等については史跡の周辺での確保を検討する必要がある。

これらの施設の機能や配置・規模等については、将来の「史跡船来山古墳群整備基本計画」の中で定める。現地の見学とは別に、学習教材となるようなソフトの作成の検討も必要である。また、船来山古墳群の出土品については、「古墳と柿の館」で収蔵・展示しているが、今後は現地の整備内容と互換性のある展示内容としてアップグレードしていく必要がある。

(3) 観光資源として活用するための整備方法

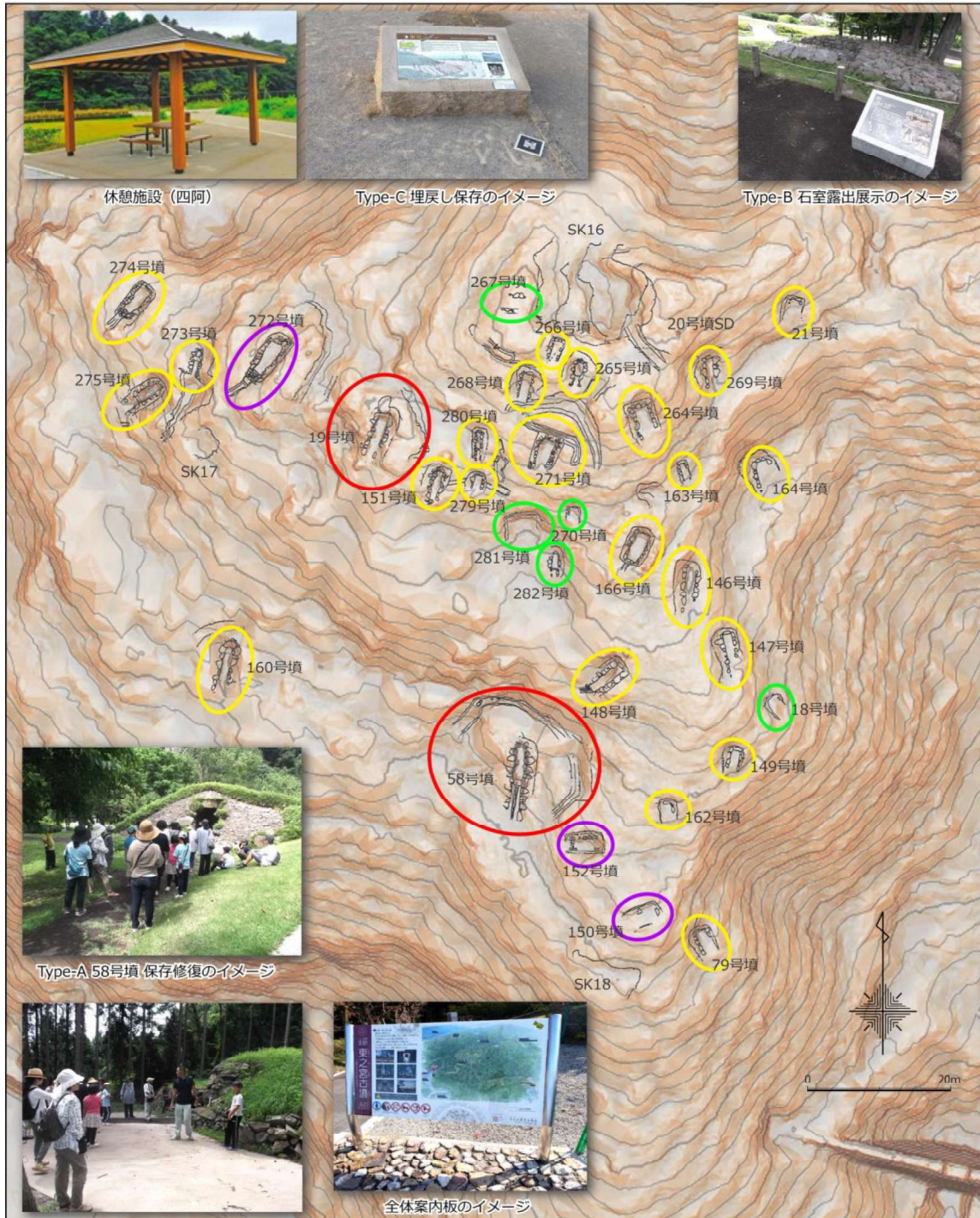
新たな本巢の魅力として、船来山古墳群と周辺の観光資源を結び付けた活用を進めるため、古墳群へのアクセスルートの案内サインや誘導サインの設置、史跡指定地周辺での展望施設などの便益施設等の整備が必要となる。そのために、設置場所や時期の検討が必要である。

また、船来山古墳群や観光資源に関する情報提供の場、さらに地域や市民が参画したボランティア組織等の活動の拠点である「古墳と柿の館」の機能強化となる整備が必要となる。人員体制の強化を図り、充実させることが必要である。すでに船来山古墳群ボランティア、こども学芸員の拠点として機能しているが、駐車場から遠い等の問題もあるため、より観光資源として活用するために、富有柿の里一帯を含めた整備が必要である。

「西美濃古墳回廊」等、岐阜県内には多くの古墳が保全され、整備されている。そうした他市町との連携を図り、観光資源として「半日周遊コース」、「1日周遊コース」等を設定し、活用していきたい。

また先進地古墳群と連携し、他県や国外からの来訪者にも対応できるよう、外国語表記のパンフレット、看板についても検討していく。上記の周遊コースを活用し、本巢市の潜在的資源である文化財の魅力発信を、船来山古墳群を中核として進め、「本巢市でしかできない体験・発見・驚き・喜び」等を求めて多くの人々が訪れるよう、検討を進めていく。こうした来訪者へ船来山古墳群現地の魅力と、「古墳と柿の館」で展示している出土品とを結びつけて、「船来山古墳群に葬られた豪族がどういう力を持った豪族だったのか」、「どうしてこれだけの古墳群が船来山に造られたのか」等の質の高い案内ができる「船

来山古墳群ボランティア、「こども学芸員」の育成を進め、本巣市へのリピーターが1人でも増えるよう、引き続き、取り組む必要がある。育成のための「ふるさと学習ロマンプロジェクト」講座の内容を、毎年見直し更新してさらなる充実を図っていく。



- Type-A：保存修復展示
(古墳全体を築造当初に近い形で修復して展示)
- Type-B：石室露出展示
(石室を保存処置し露出展示する)
- Type-C：埋戻し保存
(遺構を埋め戻して保存し、説明板等にて遺構の解説を行う)
- Type-D：古墳構築過程の展示
(石材が抜き取られた状態を展示し、石室の構築過程を説明板等で解説する)

図 74 整備イメージ図 (O 支群の場合の一例)